

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年5月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

委託業務番号 7債河情維第6号
委託業務の名称 長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託
履行場所 長崎市尾上町

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の日の前日において、3の(2)に関し1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前6カ月から入札の期日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 入札の期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、競争入札参加資格審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (9) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札参加資格審査申請書の提出期限から落札決定の日までの間において以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気通信工事業に係る建設業の許可を有すること。
- (2) 法第3条に規定する営業所のうち主たる営業所を長崎県内に有すること。
- (3) この告示の日において有効な長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者で、名簿記載の電気通信工事の総合数値が600点以上であること。
- (4) 名簿記載の年間平均完成工事高において、電気通信工事の年間平均完成工事高を有し、かつ、電気通信工事と電気工事の年間平均完成工事高の合計が1千万円以上であること。

4 入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項

- ア 3の(1)の建設業の許可
- イ 3の(2)の営業所の所在地
- ウ 3の(3)の総合数値
- エ 3の(4)の年間平均完成工事高

5 資格審査申請の時期

この告示の日から令和7年6月12日（木）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 印鑑届（様式第3号）
- エ 委任状（様式第4号）（※権限を支社（店）長等に委任する場合）
- オ 電気通信工事業に係る法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請の日から落札決定の日までの間に有効なもの。）
- カ 総合評定値通知書の写し
 - a 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の資格審査を受けた者は直近の総合評定値通知書の写し
 - b a以外の者は提出不要とする。

(2) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等は、この告示の日から公告掲載ページより入手すること。

(4) 申請書の提出場所及び提出方法

申請書類の提出については、5に示す期日までに以下の場所に持参により2部（正本1部及び写し1部）を提出すること。

長崎県土木部河川課調整班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3081
FAX 095-824-7175

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により令和7年6月13日（金）までに通知（原則として郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、入札執行の日までに次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 使用印鑑
- (5) 委任事項
- (6) 電話番号

10 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。